

厳しい情勢を乗り越えるために

「農地の利用」をみんなで考え、工夫しよう

厳しさを加える 食糧制度

農作物の輸入の緩和、米の自由販売など国外、国内の両面からの世論攻勢は日増しに強くなって来ました。

ちなみに政府の買上げようとしています米は、山口県全部で昭和六十一年に比較し、昭和六十二年では八八・七％という減額した数字を出しています。このように政府は食糧会計の赤字を漸次、減らしていく考えを示したものです。一時は国民の食糧の安定供給という大義名分による農業政策の基本体系が大手をふって、通って来ましたが、技術革新を軸とした社会、経済の変革の中で次第に影が薄れて来たようです。

水田農業確立対策 ができました

水田再編の第四期対策として考えれば良いと思います。今年の転作目標面積は六十七年度を大幅に上回る見込みです。補助金の体系、加算制度の

仕組みに付いては別表1、2を参照にしてください。大きく変わった点は作物別の基本額が減額されています。加算額として別表2の①⑥が生産性向上加算が付きます。したがって従来から三ヘクタール以上の転作の団地化を実施し

ておられるところはこの対象となりません。今から特に地域営農加算をつかったことで、つまり農協が中心となつて効率的な転作を実施する場合にこの加算金が付きます。このように転作の面積が増大する一方、補助金は逆に下

る傾向にあります。このような流れの中で私たちは一番条件の良い転作の方策を考え、工夫していかねばなりません。尚、転作についての詳しい内容は農区、農事組合長、農業連絡員等を通してお知らせします。

別表1 水田農業確立助成補助金の体系と水準

区分	単 価 (10 a 当たり)		
	基本額 ①	加 算 額	
		生産性向上等加算 ②	地域営農加算 ③
一般作物 (麦、大豆、飼料作物) (花き、てんさい等)	20,000	20,000 (都道府県特認の 場合 10,000)	10,000
永年性作物等 (果樹、こうぞ、) (転換畑、 林地、養魚池等)	25,000	20,000 (都道府県特認の 場合 10,000)	10,000
特例作物 (野菜、たばこ等)	7,000	5,000 (都道府県特認の 場合 5,000)	5,000
水田預託	7,000	—	—
土地改良通年施行 (うち特別豪雪地帯)	7,000 (9,000)	—	—

注：②及び③の加算の内容は次のとおりである。

- ② 生産性向上等加算
生産規模の拡大、生産の組織化、転作田の団地化、産地形成等を誘導するもの
- ③ 地域営農加算
農協等が中心となつて地域の水田農業確立を計画的に推進するもの